

議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	令和6年5月30日（木） 午前10時00分～午前11時53分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 大島令子 副委員長 田崎あきひさ 委 員 岡崎つよし 川合ともゆき ささせ順子 富田えいじ 野村 弘 山田かずひこ
職務のため出席した者の職氏名	総務部長 加藤英之 行政課長 山田美代子 議 長 木村さゆり 委員外議員 山田けんたろう わたなべさつ子 事務局長 横地賢一 議事課長 福岡弘恵 議事係長 村瀬紗綾香

1 あいさつ 議長

（委員長） 議題に入る前に、執行部より議案の訂正等があり説明したいとの申し出があったため、許可する。

（行政課長） 議案第45号の附則について、「公益信託に関する法律」が5月22日に公布されたため、法律番号「第30号」を追記する。

議案第48号の議案の概要「4 附則について」の中で、「令和6年4月1日から施行する」は「令和6年4月1日から適用する」の誤りであったため、訂正する。

（岡崎委員） 以前もこのようなことがあったと思うが、行政課として議案の精査はしっかりと行っているのか。

（行政課長） 法規審査や決裁の際に確認をしているが、誤りがないように今後も確認を徹底していく。

2 議題

(1) 令和6年第2回長久手市議会定例会議事日程について

ア 一般質問について

<説明：事務局>

・発言通告 個人質問 15人

・6月17日（月）5人、18日（火）5人、19日（水）5人

（事務局） 大島令子議員の通告書について、具体的な他議員の氏名の記載があったため、通告者の了承を得て「他議員」という記載に変更した。

（委員長） 質問通告書の内容について意見はあるか。

＜意見なし＞

(委員長) 一般質問の順序及び日程案について、説明のとおりでよいか。

＜異議なし＞

イ 議事日程について

＜説明：事務局＞（議事日程第３号～第５号のとおり）

・一般質問の順序及び日程のとおり議員名を追加

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

＜異議なし＞

(2) 令和６年第３回定例会について

＜説明：事務局＞（会期日程案のとおり）

・第３回定例会 ９月２日（月）から ９月 30 日（月）までの 29 日間

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

＜異議なし＞

(3) 常任委員会の委員兼任の状態について

(委員長) 前回の委員会で、委員会の体制についての結論をいつまでに出すか、各会派の意見をまとめておくこととした。ただ、現状どおり委員兼任による欠員補充体制とするのか、欠員状態の体制とするのか、どちらの体制を前提として議論するかを確認をしていなかった。現状の体制のままでよいなら議論の必要もないので、欠員状態の体制にすることを前提として、結論をいつまでに出すか、という解釈になると思うがよいか。

(山田(か)委員)

それも含めて、各会派で話し合ってきた結果を聞いてはいかがか。

(委員長) 各会派の意見を伺う。

(香流) 委員会を欠員状態の体制にすることは、議員定数の削減につながりそうである。長久手市は人口も増えており、できるだけ様々な意見が必要だと思うので、委員兼任で欠員を補充する現状の体制がよい。現在委員を兼任している２人の議員が、両委員会の審査に大きな負担を感じているのであれば、６月定例会が終わった時点で、兼任する議員を新たに募ってはどうかと考える。

(ながくて) １人に二つの議決権があることは是正の必要があるので、欠員状態の体制でよい。議員定数の削減とは全く関係のない話だと思う。

(みらい) 委員欠員の対応をどちらにするかの結論を、「いつまでに出すか」ということについて意見をまとめてくるのではなかったか。どちらの体制とすべきかは、会派でまだ十分に話し合いをしていない。

委員兼任による欠員補充体制と欠員状態の体制について、議論する上で論点となるポイントを一度整理してほしい。自分としては、欠員補充の体制は、兼任する委員には負担がかかるものの、より多い人数で審査をする方がよいとの

考え方であり、欠員状態の体制は、委員兼任により 1 人で二つの議決権を持つことの問題点を是正する必要があるとの考え方だと理解している。

会派では話し合っていないので個人的な意見だが、議決権については、最終的な議決は本会議で行うわけで、本会議では平等に 1 人一つずつの議決権があるので、委員会における議決権についてはさほど大きな問題ではないのではないかと。であれば、できるだけ多い人数で審査ができる方がよいのではないかと思う。

(議長) 前回の委員会で、兼任している委員が二つの議決権を持っているのは不公平だという話が出たが、委員会条例では予算決算委員会のほかに二つ以上の委員会に属することができる規定になっているので、1 人で二つの議決権を持つことについては、条例上、問題のないことである。

(公明党) 議長の発言のとおり、兼任している委員の議決権も、正当なものとして尊重されるべきだと考える。委員兼任で欠員を補充する体制がよい。

(無会派の会)

現在の議員の実数 16 人に即した対応を取ればよい。できるだけ多い人数で審査する方がよいとの意見はもっともらしく聞こえるが、以前三つの委員会だったときは、各委員会 6 人ずつの体制で運営していたので、その時の実績を否定することになる。欠員状態の体制でも十分対応できると考える。また、議員定数の削減とは全く関係のない話である。

(野村委員) 前回の委員会で、会派「翼」からの意見として、委員兼任による欠員補充体制の常態化は良くないということを何度か発言されたかと思うが、その理由はどのようなのか。

(委員長) 私は、欠員の状態で支障がなければ欠員のままでよいと思っている。

令和 5 年 8 月に現職議員 2 人が失職し、欠員となった委員会の体制をどうするかを決める際、委員会条例上は二つ以上の委員会に所属することが認められており、委員の兼任を希望する議員がいたということだけで、しっかりと議論した記憶がない。2 人の議員が失職して 16 人になったのだから、その実情に合わせて委員会も欠員の状態でよい、というのが会派「翼」の意見である。

(山田(か)委員)

そもそも委員会制度というのは、議案等全ての慎重審議を議員全員で行うのは難しいので、分担して行うことを目的にしている。ただ、以前三つであった委員会を二つにした経緯には、やはりできるだけ多くの人数で議論しようという考え方があった。また、委員を兼任するからには責任を持って慎重審議する、その上で議決権を二つ持つということは当然であると思う。

できるだけ多くの委員で議論し、その結果を本会議に送って採決するという流れがよいのではないかと。

(委員長) 各委員で考えをまとめるため、暫時休憩とする。

<休憩：午前 10 時 41 分>

<再開：午前 10 時 50 分>

(委員長) 休憩前に引き続き、会議を再開する。

(わたなべ委員外議員)

休憩中に富田委員が、平成 18 年の地方自治法改正で、それまで 1 人の議員が複数の常任委員会に所属することはできなかったのが、所属制限が撤廃されたことを話していた。やはり、議員定数は 18 人であり、2 人失職して定数を満たさない状況であっても 18 人分の仕事をしなければならないと思う。委員兼任をしてでも、できるだけ多い人数で審査できる方がよい。

(委員長) 議決権を 1 人で二つ持つことについて、是正する必要があるという前提で議論をしていたが、委員を兼任して活躍してもらうこともできる規定になっており、前提が違っていた。誰も委員兼任を希望する議員がいらない際にどうするかも含め、再度会派で話し合ってくることにしてよいか。

(富田委員) 話し合ってくる内容をまとめてほしい。

(委員長) 委員兼任による欠員補充体制と欠員状態の体制のどちらがよいか、欠員状態の体制とするならいつから変更するかについて、次回の委員会で結論を出すので、会派で話し合ってくることにする。

3 その他

・市の組織再編に係る事務スケジュールについて

(委員長) 前回の委員会で、これから二つの常任委員会の所管バランス調整の検討に入るにあたり、執行部側はどんなスケジュールで組織再編の事務を行っているか、事務局に確認してもらうことになっていたもので、報告願う。

(事務局) 令和 5 年度を例として報告する。

7 月中旬に、組織再編の担当である企画政策課から全庁的に調査の依頼が出され、実務を行っている各課からの組織再編に関する意見・要望等について、7 月末を回答期限として提出されている。8 月に各課からの調査結果を企画政策課で確認し、9 月上旬に、それに基づいて各課ごとにヒアリングを行っている。ヒアリング後については、恐らく 12 月にかけて調査・ヒアリング結果を取りまとめ、関係職員や現場である各部課とも確認を取りながら、協議調整を進めていったと考えられる。年明けには最終調整と決裁を行った上で、2 月下旬、職員・議員ともに周知されたという状況である。

(委員長) 今年度も同じように、7 月に調査の依頼があり、9 月にヒアリングが行われると考えてよいか。

(事務局) 時期を早めるというような話は聞いていないので、同様の時期や流れで調整を進めるものと思われる。

(委員長) 常任委員会の所管バランスを調整するには市との調整が必要なので、早めに本委員会でまとめて、議長を通して要望していかないといけない。要望を紙にまとめて提出する方法もあるし、市長に本委員会に出席してもらって直接コミ

コミュニケーションを取る方法もある。

(岡崎委員) 前議長として発言する。私と前副議長で、現市長と副市長に常任委員会の所管バランスの悪さについては直接話をしたのだが、結果、何も触れずに改善されないままである。今後この件について市長に話をするなら、もっと強い議会側の意思表示として、きちんとした形で持っていけないといけない。説明しに行って「やはりダメでした」ではもう収まらないので、しっかり議論してほしい。

(委員長) この件については、現市長も議員だったときから把握しているはずである。本委員会に出席してもらい、直接顔を見ながら説得するのがよいと思うがどうか。他に何かよい方法はあるか。

(富田委員) 委員長がリーダーシップを取って、こういう方法とスケジュールで進めていこうというある程度の提案があった方が、スムーズに進むのではないか。

(委員長) 私は、独裁的ではなく、各委員の意見を聞き、皆が納得した上で決めるというスタンスで進めたいと思っている。

(山田(か)委員)

執行部の事務スケジュールが確認できたので、議会側の組織再編に関する意見・要望をまとめ、年内には議長から市長に提出できるように進めるとよい。

(議長) 市長への要望書の提出も必要だが、先ほどの委員長の意見のとおり、市長は議員時代から把握している課題であるため、まずは組織再編に対する市長の考えを聞く場を設けることで、議会側としてより強い要望ができると思う。

(野村委員) 9月上旬にヒアリングが実施されるとのことなので、それまでにはある程度、議会側の意見をまとめておく必要があるのではないか。

(委員長) 私も、執行部には早めに伝えていけないといけないと思っている。書類の提出だけではなかなか動いてもらえないかもしれないので、やはり一度、市長に本委員会に出席してもらうのがよいと思う。9月定例会の前くらいにはその場を設けたい。事前に議会側の意見をまとめておき、市長と直接意見交換ができるとよい。

(岡崎委員) 私と前副議長で市長と話をした時、市長から「組織改革については議会側から提案してください」との発言もあった。委員長と事務局で、その時の発言について現在どう考えているか、市長に確認してはどうか。

(委員長) その発言があったことを前提に市長から直接話が聞けるよう、本委員会への市長の出席について、既に予定されている定例会ごとの委員会ではなく、改めて日程を設けることも含め、事務局と私で調整する。

議長にも、必要に応じて協力をいただきたい。

・委員会資料の請求方法について

(委員長) 5月20日の全員打合せ会で事務局から出された委員会資料の請求方法についてはなかったものとし、正式に本委員会でゼロから話し合うこととなった。

協議するにあたって、資料請求の期限についての認識がなかったり、各議員

で違ったりするので、まずは事務局から説明願う。

(事務局) 令和4年5月24日の議会運営委員会の会議録から説明する。「所管事務調査の実施内容決定の期限について」という議題の中で、まず事務局からそのときの現状について、次のように説明した。

- ・ 明文化はされていないが、各定例会の2回目の議会運営委員会の日までに、所管事務調査通知書を議長あてに提出するという申合せになっている。ただ、以前は一般質問の後に常任委員会を開催していたが、令和2年第1回定例会から、常任委員会の後に一般質問を行う日程に変更したため、所管事務調査の実施決定から常任委員会開催日までの時間が非常に短くなっている。執行部の準備時間も必要なので、所管事務調査通知書の提出期限の見直しを検討していただきたい。

事務局の説明を受け、当時の総務くらし建設委員長であった山田けんたろう議員が、「自分はこの1年間、所管事務調査の内容決定や委員会の補助資料の依頼の期限を、一般質問通告書の提出期限と同日に定めて行ってきた。執行部からはその期限で難しいという話は聞いていない。」と発言された。次に当時の教育福祉委員長であった岡崎つよし議員から、「総務くらし建設委員会と足並みをそろえ、同じ期限で行っている。ただ、常任委員会の後に一般質問という日程の順番については、現状どおりでよいか改めて話し合ってはどうかと思う。」との発言があった。

一般質問と常任委員会の日程の順番を逆にした経緯は、予算決算委員会を分科会方式にしたことで、分科会長報告を予算決算委員会の開催日までに作成する必要がある、常任委員会（分科会）の日程が後にあると分科会長報告の作成期間が短くなるため、先に常任委員会（分科会）を行うこととしたものである。

なお、令和6年度の会期日程については、各定例会をできるだけ1か月間に収め、会期を短縮してほしいという議員の希望を反映して調整したので、令和4年5月24日の時点よりも、さらに執行部にとって時間的余裕の少ないスケジュールになっている。

(委員長) 当時の二人の委員長の判断で資料請求の期限を定めて運用しているだけだったので、請求の方法と合わせて、本委員会で正式に決めたいと思う。

まず資料請求の期限について、現状は一般質問通告書の提出期限と同日になっているが、議案の読み込みや勉強が必要なため、もう少し余裕があるとよい。一般質問と常任委員会の日程の入れ替えは簡単にはできないので、締め切りを1日延ばし、一般質問通告書の提出期限の翌日としてはどうかと考える。各会派の意見を伺う。

(香流) 執行部に依頼するということもあるので、現状どおり、一般質問通告書の提出期限と同日でよい。現在、教育福祉委員長を務めているが、特段困っていない。

(ながくて) 現状どおりでよい。

(公明党) 現状どおりでよい。

(無会派の会)

資料請求の期限を延ばす理由として、現委員長と委員との連携に課題があるのか、各議員において一般質問通告書の作成と必要な資料の洗い出しを同時に行わないといけないところが課題なのかわからないので、答えられない。

(わたなべ委員外議員)

現委員長の意見を聞いて、精査するとよいと思う。

(翼) 締め切りを1日延ばすことで少し余裕ができるし、執行部にもさほど無理はないと考える。過去には、3日前くらいに執行部に請求すれば作成してもらっていたこともある。

委員会資料があることで議案審査が深まると考えるが、現状、議案の配付があってから議案を精読し、資料請求する期限まで1週間しかない。

(野村委員) 現在、総務くらし建設委員長を務めているが、委員からの資料請求を取りまとめる立場としては、現状どおりで問題ない。委員は、一般質問通告書の作成と必要な委員会資料の洗い出しを同時に進めることになるので厳しいかもしれないが、会期を短縮したことで、さらに時間的余裕の少ないスケジュールになっているとの説明もあり、請求期限を現状どおりとしても1日延ばすにしても、議員または執行部のどちらかに負担がかかることになる。

ただ、必要な委員会資料の洗い出しは議案が配付されてからしかできないが、一般質問通告書の作成については、議案に関する質問以外は、各定例会の閉会中にある程度準備しておけるのではないかと思う。

(委員長) 事業の進捗によって質問の内容も変わるので、準備しておくことは難しい。

また、現在の資料請求の期限のままですと、今後委員長を務める議員が負担を感じるかもしれない。

現予算決算委員長の意見も伺う。

(山田(け)委員外議員)

令和4年5月24日の議会運営委員会で、当時の総務くらし建設委員長として発言した経緯から話す。先ほど委員長が「過去には、委員会の3日前くらいに執行部に請求すれば作成してもらっていた」と発言されたが、資料作成のために執行部に大きな負担がかかっているとの声も聞こえていた。議案の配付日から常任委員会の日までは通常2週間ほどであり、その中間くらいにある一般質問通告書の提出期限であれば、議員が必要な資料を精査する時間と執行部側が資料を作成する時間をそれぞれ1週間程度取れると考え、執行部と調整して了承された。議会側・執行部側ともに混乱を招かないよう、当時の教育福祉委員長とも話をして対応を統一したが、委員長間での取り決めだったので、議会内で共有するため、令和4年5月24日の議会運営委員会で「所管事務調査の実施内容決定の期限について」という議題として上がり、委員会資料の請求期限についても合わせて発言したと記憶している。

委員長として資料請求を取りまとめる際に、こういった理由でどのような資料がほしいのかを委員から聞き取り、執行部に伝えるもののうまく伝わらず、

再度委員から聞き取りを行った上で最終的に執行部から提供された資料が、委員の意図と違うものだったということもあった。委員の皆さんには、資料を請求する前にその理由を精査してもらいたい。そうすることで、今後委員長を務める議員の負担を減らすことになると思う。

(委員長) 所管事務調査は除き、委員会資料の請求期限は現状どおり一般質問通告書の提出期限と同日としてよいか。

(副委員長) 一般質問を実施しない臨時会や、各定例会でも緊急で委員会を開くこともあるので、その場合も想定しておく必要がある。

(委員長) 臨時会や追加議案等があるときは、限られた時間内にはなるが、その時々々の状況に合わせて考える。

(岡崎委員) 各定例会で2回目・3回目の議会運営委員会の日に配付される追加議案については、審査する委員会の開催日まで、特に日にちがない状況になる。議員側でどのような理由でどのような資料がほしいかを精査するというよりも、執行部側が資料を作成する際に、ミスのないよう情報の取扱いに厳に注意するようにするべきである。

(事務局) 資料提出の際には十分な確認をするよう執行部側には申し入れをしており、適切に遂行されていると思っている。

臨時会や追加議案など異例の場合は、その都度、請求する資料内容や期限等、執行部の無理のない範囲で協議していただくことになるかと思う。

先ほど委員長が「所管事務調査は除き」と発言されたが、議案審査と所管事務調査を実施するのは同日の委員会であるので、所管事務調査の内容やそれに係る資料の請求期限も、合わせて協議していただきたい。

(委員長) 各定例会において、通常の日程で配付される議案に対する委員会資料の請求期限と、所管事務調査の内容決定及び資料請求の期限は、一般質問通告書の提出期限と同日に決定してよいか。

<異議なし>

(委員長) 所管事務調査の内容については早めに検討することもできるので、各委員長には、desknet'sNEOの電子会議室で委員同士が意見交換できるよう、進めていただきたい。

実際の委員会資料の請求方法については、次回の委員会の議題とする。

(委員長) 次回は令和6年6月25日(火)午前10時

以上で議会運営委員会を終了する。